

大間町分別収集計画
(第 11 期)

令和7年8月

青森県 大間町

大 間 町 分 別 収 集 計 画

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	4
11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	4

1. 計画策定の意義

安全で快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済構造により、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

近年、地球温暖化等の環境問題を取り巻く社会情勢の変化に対応し、循環型社会を構築していくため、限りある天然資源を保全し、潜在資源でもある廃棄物のリサイクルは極めて重要であり、これを積極的に推進する必要がある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）

第8条に基づいて、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の減量と再商品化を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成がなされることが期待できる。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制、再利用及びリサイクルを基本とした循環型社会の構築
- ② 分別収集の促進及び改修システムの整備・充実
- ③ 住民及び事業者等へのごみ減量化や再利用推進のための協力要請、啓発活動の促進
- ④ 児童・生徒など低年齢期からの環境教育とリサイクル意識の形成
- ⑤ 環境問題やごみ排出・処理、資源化などに関する積極的な情報発信
- ⑥ ごみ減量化やリサイクル等の長期的持続による生活習慣としての定着化
- ⑦ 住民、事業者及び行政がそれぞれの責務を認識し、一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	140	137	134	131	128

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者及び行政がそれぞれの立場から現状を見直し、役割を分担し相互に連携・協力して推進を図る。

① 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本の活用や説明会などによる環境教育、ごみ処理施設等の見学会などを通じて、環境負荷の低減を図る上で最も基本となる発生源での減量化の重要性や環境保全・改善のための有効性などを認識してもらえよう努める。

② 過剰包装の抑制、省包装商品の選択・購入

小売店等の事業者に対し、小売包装の簡素化を促進するよう協力を求める。
また、消費者は買い物袋の持参や不要な小売包装を遠慮するなど、省包装商品の選択・購入に協力を呼びかける。

③ 再使用・再生品利用の促進

リターナブル容器や詰め替え商品、さらには再生資源を原材料とした製品の積極的な利用促進について、協力を呼びかける。

④ 広報等による容器包装廃棄物の適切な分別排出の啓発

容器包装廃棄物の分別収集を実施し、数年経過しつつも、住民による分別排出はまだまだ徹底されていない部分も見受けられることから、正しい分別・排出が確率されるよう広報等で定期的に周知・啓発を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別の基準、分別収集の体制や処理施設、排出者の協力度等を総合的に勘案して、分別収集の対象とする容器包装廃棄物の種類及び実施時期を以下に示す。

なお、収集段階での分別区分は、それぞれの種類ごとに資源ごみとして収集する。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	実施時期（年度）				
		5	6	7	8	9
主としてスチール製容器 主としてアルミ製容器	缶	○	○	○	○	○
主として無色のガラス製容器 主として茶色のガラス製容器 主としてその他のガラス製容器	ガラスびん	○	○	○	○	○
主として紙製容器であって飲料 を充てんするためのもの	紙パック	○	○	○	○	○
主として段ボール製容器	段ボール	○	○	○	○	○
上記以外の紙製容器	その他の紙製容器包装	—	—	—	—	—
主としてポリエチレン製容器で 飲料又はしょうゆを充てんする ためのもの	ペットボトル	○	○	○	○	○
上記以外のプラスチック製容器 包装	その他プラスチック製 容器包装	—	—	—	—	—
白色の発砲スチロール製 トレイ	白色トレイ	—	—	—	—	—

その他の紙製容器包装及びその他のプラスチック製容器包装は、一般廃棄物処理施設の自家用発電用の熱源として利用する。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	3.9t		3.9t		3.8t		3.7t		3.6t	
主としてアルミ製の容器	22.3t		21.9t		21.4t		20.9t		20.5t	
無色のガラス製容器	(合計) 8.6t		(合計) 8.4t		(合計) 8.2t		(合計) 8.1t		(合計) 7.9t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	8.6t	0t	8.4t	0t	8.2t	0t	8.1t	0t	7.9t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 20.5t		(合計) 20.1t		(合計) 19.6t		(合計) 19.2t		(合計) 18.8t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	20.5t	0t	20.1t	0t	19.6t	0t	19.2t	0t	18.8t	0t
その他のガラス製容器	(合計) 5.2t		(合計) 5.1t		(合計) 5.0t		(合計) 4.8t		(合計) 4.7t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	5.2	0t	5.1	0t	5	0t	4.8	0t	4.7	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.0t		0.0t		0.0t		0.0t		0.0t	
主として段ボール製の容器	63.8t		62.6t		61.2t		59.9t		58.6t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 15.2t		(合計) 15.0t		(合計) 14.6t		(合計) 14.3t		(合計) 14.0t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	15.2t	0t	15.0t	0t	14.6t	0t	14.3t	0t	14.0t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
(うち白色トレイ)	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。
ただし、今後の状況や市町村の特殊事情等において、より最善の方策が確認できたときは適宜見直すものとする。

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本計画に定める分別収集の対象品目及びこれら以外で分別収集する資源ごみは、リサイクル施設で処理・保管を実施する。

11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

下北の5市町村（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）は廃棄物循環型社会の構築のため、その施策において一般廃棄物を排出抑制し、資源の有効利用と環境負荷の低減を図る。また、共通理念の基に連携・協力し、広域的な分別収集を適正かつ円滑に実施する。

住民及び事業者等に対しては、啓発活動や情報発信を積極的に行い、より多くの方にごみの減量化や分別収集の重要性、意義、効果などを理解していただき、協力が得られるよう最大限努力するとともに、それぞれの意見や要望を反映させ、情報交換し、三位一体となったネットワーク化した取り組みによる効果的かつ充実した分別収集システムの創造を目指す。